

令和5年度 盛岡市監査計画

令和5年2月27日監査委員決定

盛岡市監査基準（令和2年監査委員告示第13号）第14条第2項及び第3項の規定に基づき、令和5年度監査計画を策定します。

1 令和5年度実施方針

(1) 基本方針

市の事務執行について、内部統制や改善のプロセスを確認するとともに、予算執行状況にも留意しながら、合規性や正確性に加え、成果や効果等を分析し、経済性（Economy）、効率性（Efficiency）、有効性（Effectiveness）の3Eの視点から、市民の視点に立った監査を実施します。

(2) 重点項目

令和5年度の重点項目は、次のとおり定め、定期監査において重点的に監査を実施します。

ア 収入事務

収入事務は、支出事務と異なり、全庁的なチェック体制が整っていない事務であること、誤りの発生が直接市民に影響を及ぼす可能性が高い事務であることを踏まえ、収入における調定額の算定が適正であるかについて監査を実施します。

イ 委託契約事務

民間活力の活用手段として、様々な業務委託が実施されている現状を踏まえ、業務委託において実施結果が適切に把握され、事業の目的の達成が確認されているかを主眼とし、特に契約事項は適正であるか、契約事務の執行は適正であるか、検査（履行確認）は適正に行われているかについて監査を実施します。

ウ 補助金交付事務

各補助金について、令和元年12月に新たに策定された「盛岡市補助金交付に関する指針」等にのっとり、交付要綱等の整備から完了確認までの一連の事務が適正に行われているかについて監査を実施します。

2 令和5年度監査計画

基本方針を踏まえ、令和5年度に実施する監査の種類等は、次のとおりとします。また、監査対象部局等及び実施時期等については、別紙「令和5年度監査計画表」のとおりとします。

なお、住民監査請求に基づく監査や随時監査等については、請求があった場合など必要があると認めたときに、個別に計画し、実施します。

(1) 実施予定の監査等の種類及び対象

ア 定期監査

財務監査と行政監査を総合的、一体的に実施します。定期監査は3期に分けて実施し、対象部局を概ね2年間（一部の出先機関等は4年間）で一巡するものとします。

(ア) 財務監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

財務に関する事務執行及び経営に係る事業管理について、適正、合理的、効率的に行われているかを主眼として、監査を実施します。

また、定期監査の一環として、土木・建築等工事の執行に関し、設計、監理及び施工等が適正に行われているかについて、工事監査を実施します。

(イ) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

一般行政事務の適正性、効率性、妥当性に重きを置く監査として、事務事業の執行が適正で効率的かつ効果的に行われているか、組織及び運営が合理的に行われているかを主眼として監査を実施します。また、必要があると認めたときに、個別に実施します。

イ 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

市が補助金などの財政的援助を与えていたる団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、その財政的援助等により所期の目的が達成されているかを主眼として監査を実施します。

ウ 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

毎月検査日を定めて、会計管理者、上下水道局事業管理者及び病院事業管理者の保管する現金の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているか検査します。

エ 決算審査等

例月現金出納検査等の結果などと有機的に連携させ、効率的、効果的に審査を実施します。

(ア) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

決算書その他の関係書類の計数の正確性を検証し、予算執行又は事業経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査します。

(イ) 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証し、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査します。

オ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

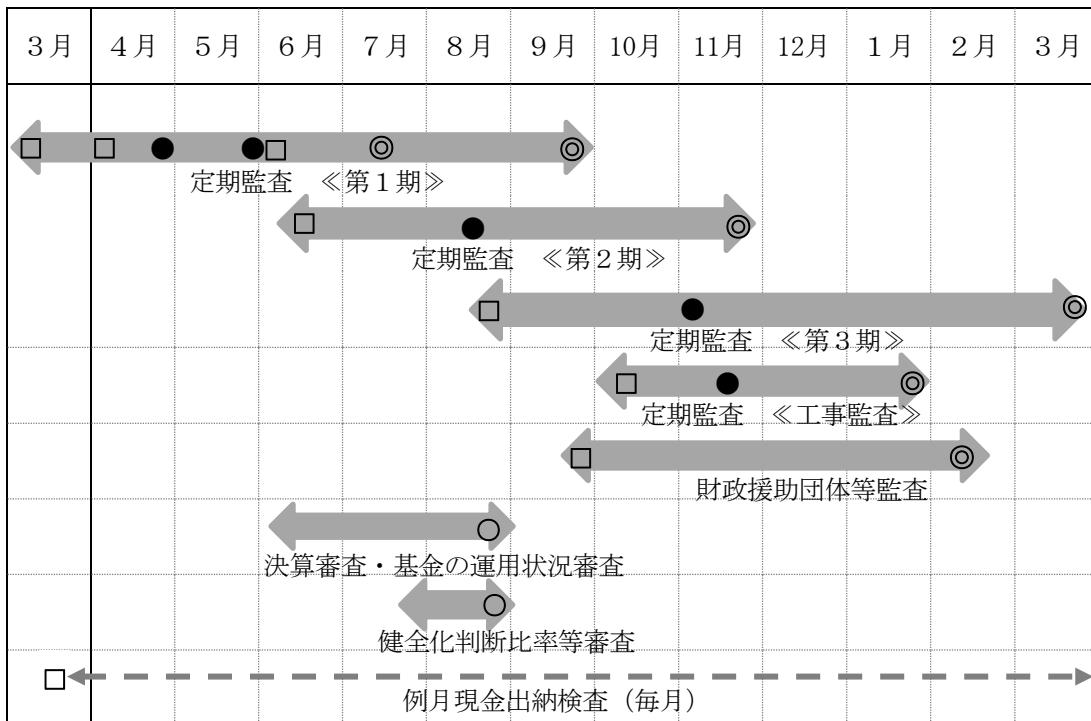
算定された健全化判断比率及び資金不足比率について、適正に算定されているかを主眼として審査します。

(2) 各監査の実施予定期間及び報告・公表の時期等

監査対象の部課等の長に対して、事業等の説明を聴取し、監査の結果の報告及び公表の前に講評を行います。

また、各監査の結果報告日から概ね2か月後を目途に、盛岡市監査基準に基づく措置に係る通知を取りまとめ、その内容を公表します。

各監査の実施時期及び市長等に対する結果報告の時期等は、次のとおりです。



※□:実施通知、●:説明聴取、◎:部長等への講評、結果報告・公表、○:意見書提出

(3) 監査等の実施体制

監査の実施に当たり、監査委員事務局は 日常的な準備及び予備監査等を行うとともに、監査に従事したときは、速やかに監査委員に復命し、説明を行います。

監査委員は、関係者からの説明聴取により監査を実施します。

また、専門的分野については、財務、会計分野は公認会計士を監査専門委員としての任用、工事監査は技術士等に技術調査を委託するなど、外部専門家を活用して監査を実施します。